

愛媛県立今治工業高等学校いじめ防止基本方針

基本理念

- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校づくりに努める。
- 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、生徒と教職員の人権感覚を高める。
- 生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめを早期に解決する。
- いじめについて保護者・地域・関係機関との連携を深める。

PTA

地 域

校内委員会

いじめ問題等対策委員会
いじめ対応チーム

関係機関

警察・医療・福祉

いじめの防止

- 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- 人権・同和教育、道徳教育、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談体制を充実し、スクールカウンセラー等を活用する。
- 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することのないよう注意を払う。
- 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- 家庭・地域社会・関係機関との定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

生徒が主体

早期発見

職員による観察や情報交換

- ・報告経路の明示と報告の徹底
- ・学年会、職員会議等での情報の共有
- ・次年度への申し送り事項の徹底

定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

- ・アンケート実施(5・10・2月)
- ・面接週間
- ・保護者懇談会
- ・家庭訪問

教育相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、周知
- ・教育相談機能の充実
- ・学校以外の相談機関等の周知

収束の判断と継続観察・指導

いじめへの対処

⇒ いじめ対応チーム

被害生徒

- ・傾聴の姿勢
- ・教師は絶対的な味方
- ・自尊感情を高める
- ・交友関係の醸成
- ・自立の支援

加害生徒

- ・事実関係、背景、理由の確認
- ・受容的態度
- ・内省を促す
- ・問題解決の援助
- ・成長への信頼

関係集団

- ・傍観者から仲裁者への転換
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめを訴えることは勇気ある行動であることを理解させる。

保護者

- ・事実と学校の方針を伝える。
- ・共感的に受け止める。
- ・連携して解決する。

保護者

- ・被害者の気持ちを伝える。
- ・事の重大性を認識させ、家庭での指導をお願いする

関係機関との連携

- ・教育委員会(解決が困難な場合)
- ・警察(暴行、脅迫を伴ういじめなど)
- ・福祉関係(児童相談所、役所など)
- ・医療(相談、治療)

いじめ問題等対策委員会

評価と指針の見直し

学校評価委員会

日常生活における未然防止の取組

1 発見

2 情報収集

家庭でのサイン

学校でのサイン

家庭訪問・保護者面談

いじめアンケート
年3回実施

地域
保護者

本人

他生徒
教職員

担任・部活動顧問等

いじめ相談窓口
(教育相談・養護教諭等)

いじめの認知

情報提供

生徒課長・生徒指導主事・教育相談課長

校長・教頭

招集・指揮

いじめ対応チーム

3 事実確認

4 方針決定

状況把握

被害者

加害者

周囲の生徒

保護者

報告と協力

PTA

警察署

医療機関

福祉関係

構成員

校長、教頭、教育相談課長、生徒課長、
生徒指導主事、人権・同和教育課長、
該当学年主任・科長、養護教諭、担任等

いじめの認知報告・共通理解

調査方針・分担決定

班編制による詳細な調査

報告・事実関係の把握

指導方針の決定・指導体制の編成

報告

いじめ問題等対策委員会
構成員

校長、教頭、教育相談課長、生徒
課長、生徒指導主事、人権・同和
教育課長、学年主任、科長、同窓会長、
PTA役員、地元中学校生徒指導主
事、地区民生児童委員協議会長、ス
クールカウンセラー、教育相談課員
等

情報

報告

職員会議
生徒指導委員会
人権・同和教育委員会
特別支援教育委員会
学年会

共通理解

報告

愛媛県教育委員会

愛媛県いじめ問題
対策本部会議

支援

交流と連携

いじめ解消に向けた指導

誠実に

5 対応

被害者への対応

加害者への対応

傍観者
観衆への対応

保護者への対応

地域・マスコミへ
の対応

6 経過観察

事態解消の判断と継続的な指導

プライバシー
の保護

継続指導

解消

継続指導

指針の見直し